

契約中の英会話教室を中途解約したいのですが、入会時の利用規約（規約）では「未受講分の受講料は、解約時の翌月からの分を全額返金」となっていたのに、入会後に「2割相当金額を返金」と一方的に変更されていました。このような一方的な規約の変更には従わねばならないのでしょうか。 (20歳代 女性)

英会話教室のような有料のサービス（役務）を継続的に受ける契約では、中途解約する場合の違約金の有無や、その費用負担がどうなるのかが問題になります。入会時の規約は、入会時点における英会話教室（事業者）と、利用者（消費者）の契約内容の一部とみることができます。「契約」とは「原則として、当事者の一方が勝手にその内容を変更することはできない」とされていますので、事例のような中途解約時の返金額の変更、それも利用者側が一方的に不利益になる規約変更は無効であり、変更前の規約が適用されるということになります。変更後の規約に従う必要はなく、入会時の規約通り、解約時の翌月からの分を、全額返金請求できます。なお、規約変更後に入会した人の場合は、変更後の規約が有効とされます。

また、事業者（返金を求める相手）が誰なのかがはっきり分からない場合や、経営が苦しくなった相手方事業者がいなくなってしまうことも起こりえますが、規約を見れば誰が事業者なのかが分かるようになっています。

こうした役務が継続される契約のうち、エステティックサロン・美容医療・語学教室・家庭教師・学習塾・パソコン教室・結婚相手紹介サービスは、特定商取引法において一定条件のもと「特定継続的役務提供」と規定されています。クーリング・オフ制度や、中途解約規定などの消費者を保護するためのルールが定められていますので、困ったときには、お住いの自治体の消費生活相談窓口にご相談ください。